

【韓国】ディープフェイク性犯罪への対応強化—追加の法改正と対策—

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2024年10月以降、ディープフェイク性犯罪への対応を強化するための法改正が続いている。また、韓国政府も同年11月6日に「ディープフェイク性犯罪対応強化策」を公表した。

1 背景と経緯

近年、韓国において人工知能（AI）技術を用いたディープフェイクを利用し、身近な人物の画像等と別の性的な動画等を合成して製作したディープフェイクポルノが社会問題となっている。これを受けて2024年9月26日、ディープフェイク性犯罪に対する罰則強化、被害者保護等を目的とした3本の一部改正法律案が国会本会議で可決され、同年10月16日に公布された¹。

その後も国会では上述の法改正に続く追加の法改正が進められ、同年11月14日、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法一部改正法律案」²及び「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律一部改正法律案」³が国会本会議で可決された（同年12月3日公布）。

さらに同年11月28日、デジタル性犯罪に係る犯罪収益の没収を目的として、上述の「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法一部改正法律案」とは別の同法一部改正法律案⁴が国会本会議で可決された（同年12月20日公布）。これら追加の法改正の概要は次の2～4のとおりである。

2 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法の改正（法律第20535号、2025年6月4日施行）

これまで、ディープフェイク性犯罪を含むデジタル性犯罪に対する身分秘匿捜査⁵（以下「秘匿捜査」）及び身分偽装捜査⁶（以下「偽装捜査」）は、未成年者（19歳未満）に対するデジタル性犯罪に限り可能であった（「児童・青少年の性保護に関する法律」⁷第25条の2）。

しかし、今回の法改正により、デジタル性犯罪捜査の特例に係る条項（第22条の2から第22条の11まで）が新設され、成人に対するデジタル性犯罪に対しても秘匿捜査及び偽装捜査が可能となった（第22条の2）⁸。いずれの捜査も期間は3か月以内を原則⁹とし、秘匿捜査には上級警察官署の捜査部署の長の事前承認が、偽装捜査には裁判所の事前の許可が、それぞれ必要である（第22条の3）。急を要する場合は、秘匿捜査は上述の捜査部署の長の事後承認（第

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年1月14日である。なお、本文中の [] の中の語は、筆者による補記である。

¹ 藤原夏人「【韓国】ディープフェイク性犯罪への対応強化—罰則強化と被害者保護—」『外国の立法』No.302-1, 2025.1, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/13979499>>

² 「[2205407] 성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 일부개정법률안 (대안) (법제사법위원회)」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill>> を参照した。以下同じ。

³ 「[2205447] 정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (과학기술정보방송통신위원회)」

⁴ 「[2205962] 성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 일부개정법률안 (대안) (법제사법위원회)」

⁵ 原文は「신분비공개수사 (身分非公開捜査)」。身分を明かさない、身分を否定する、又は他の職業を告げる方法により身分を秘匿して犯罪現場又は犯人と推定される者に接近し、犯罪行為の証拠及び資料等を収集する捜査。

⁶ 犯罪の阻止、犯人の逮捕又は証拠の収集を目的として、偽の身分証等で身分を偽って契約、取引等を行う捜査。

⁷ 「아동·청소년의 성보호에 관한 법률 (법률 제 20462 호)」本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。以下同じ。

⁸ 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 (법률 제 20535 호)」

⁹ ただし、偽装捜査については一定の要件の下に3か月単位で延長し、最長1年間捜査が可能である。

22条の4)により、偽装捜査は裁判所の事後の許可(第22条の5)により捜査の実施が可能であるが、48時間以内に承認又は許可が得られない場合は、直ちに中止しなければならない。

秘匿捜査及び偽装捜査により収集した証拠等は、捜査、起訴等の目的以外に使用できない(第22条の6)。また、犯意を誘発する行為を行ってはならない(第22条の9)。捜査中のやむを得ない違法行為に対しては、故意又は重過失がない限り免責される(第22条の10)。

3 情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律の改正(法律第20534号、2025年6月4日施行)

科学技術情報通信部(部は日本の省に相当)及び放送通信委員会¹⁰に対し、ディープフェイクを利用し、対象者の意思に反して編集し、合成し、又は加工した情報(以下「合成映像等」)の無分別な流通による性犯罪、名誉棄損、詐欺等の被害を防ぐための施策(流通実態の把握、技術開発の促進、教育、広報等)を講じることが義務付けられた(第4条の2)¹¹。

あわせて、情報通信サービス提供者団体が違法な情報の流通防止のために自主的に定めるガイドラインに対して政府が改善勧告を行うこと(第44条の4)が可能となったほか、捜査機関の長が放送通信委員会に対し、情報通信サービス提供者等にディープフェイク性犯罪に係る情報の処理の拒否、停止又は制限を命じるよう要請することも可能となった(第44条の7)。

4 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法の改正(法律第20575号、2025年6月21日施行)

デジタル性犯罪に係る犯罪収益¹²及び当該犯罪収益に由来する財産の没収(没収が困難な場合はその価額の追徴)が明文化され、これまでの任意的没収(裁判官の裁量による没収)から、必要的没収(必ず没収)に変更された(第15条の3)¹³。

また、デジタル性犯罪に係る撮影物等が情報通信ネットワークを通じて掲示され、上映され、又は流通している事実を司法警察官吏¹⁴が確認した場合は、放送通信審議委員会¹⁵及び情報通信サービス提供者又は[電子]掲示板の管理・運営者に対して遅滞なく当該撮影物等の削除、接続遮断等の措置を講じるよう要請することが義務付けられた(第23条の2)。

5 政府による総合対策

このほか、2024年11月6日、政府は関係省庁合同で「ディープフェイク性犯罪対応強化策」¹⁶を公表し、その中で、国内外のSNSプラットフォーム事業者との協力、ディープフェイク性犯罪予防教育等を強化する方針を示した。予防教育については、加害者の7割以上が10代の青少年である点を踏まえ、義務教育における予防教育の拡大が盛り込まれている。

¹⁰ 「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第3条に設置根拠を有し、大統領の下に設置される合議制機関。5人の常任委員で構成され、放送・通信行政に関する事項を審議し議決する。

¹¹ 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 (법률 제 20534 호)」

¹² 第14条(カメラ等を利用した撮影)、第14条の2(虚偽映像物等の頒布等)及び第14条の3(撮影物及び編集物等を利用した脅迫・強要)の罪に該当する犯罪行為により生じた財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産。

¹³ 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 (법률 제 20575 호)」

¹⁴ 司法警察官及び司法警察吏の総称。刑事訴訟法第197条では、警察官の階級のうち、警務官、総警、警正、警監及び警衛を、犯人、犯罪事実及びその証拠を捜査する司法警察官と規定しており、警査、警長及び巡警を、捜査を補助する司法警察吏と規定している。

¹⁵ 「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第18条に設置根拠を有し、情報通信ネットワークを通じて流通する情報に係る審議及び是正要求等を行う機関。

¹⁶ 「[보도자료] 딥페이크 성범죄 대응 강화 방안 보도자료」 <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=158049&article.offset=10&articleLimit=10>>